

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年1月18日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院

院長 大森 浩二

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

りつりん病院における食事サービス業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間）

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 平成28年～30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において四国ブロックにおける「役務の提供等」でA、B及びCに各付けされている者であること。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱規則（以下、「契約規則」という。）
第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人

であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (3) 契約細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (4) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- (6) 100床以上の病院において、患者給食業務（献立作成、食材等の調達、下理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳および衛生管理等給食業務全般をいう）の受託実績を、継続して2年以上有すること。
- (7) 専門的な立場から業務従事者に必要な指導を行うため、管理栄養士1名以上、栄養士2名以上を配置すること。また、調理師4名以上の有資格者を配置することが望ましい。
- (8) 有資格者の配置予定者の8割以上は現実に業務開始時に配置可能な者であること。
- (9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (10) 業務の履行に当たり、職員・患者等の第三者に損害を及ぼしたときは、当院の責に帰す理由によるものを除き、その賠償の責めを負わなければならない。賠償の責を負うことができるよう、1件につき3億円以上の損害賠償保険に加入するものとする。（保険証書の写しの提出が必要）
- (11) 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できるもの。
- (12) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になっ

た場合の代行保証が確認できるもの、または同等の代行保証体制をとれることが確認できるもの。

- (13) 香川県において事業所（本社・支店・営業所・出張所等）を有するとともに、バックアップ体制が整備されていること。

3 契約条項を示す場所

〒760-0073 香川県高松市栗林町三丁目5番9号
独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院 契約係
電話 087-862-9718

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
平成31年2月20日（水）15時00分
（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）
- (3) 開札日時及び場所
平成31年2月20日（水）10時00分 中棟3階会議室

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。